

議案第56号

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、地方公務員の部分休業の取得パターンの多様化等の拡充が行われることから、所要の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第7条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第8条の前の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第8条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条の2第20号」を「第61条の2第20項」に、「「介護をするための時間」を「「介護をするための時間」」に改める。

第8条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第10条を次のように改める。

(部分休業承認の取消事由)

第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例第8条の4の規定の適用については、

同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)新旧対照表

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。 (部分休業) 第8条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)、瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成1	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数 を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ)。)とする。 (第1号部分休業の承認) 第8条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する <u>同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は</u> 、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)、瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成1

6年瀬戸内市条例第37号)第15条の4第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の5第1項の子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業____の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20号の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

6年瀬戸内市条例第37号)第15条の4第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の5第1項の子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合

第9条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業
の承認を受けて勤務しない場合には、給

であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があった
とき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基
準として条例で定める時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時
間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した
ことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することが
できなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による
変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小
学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じる
と任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第9条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1
項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給

与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 第10条 <u>第5条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____	与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 <u>(部分休業承認の取消事由)</u> 第10条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
--	--